百人一首師説抄 全

百人一首師説抄

一百人一首を定家卿撰ずる所なり　小倉山荘にて色紙形の撰なり

新古今の撰ずる以前の歌なり　いくさのとりあつめの歌

一新古今撰集の事　後鳥羽院の院宣を給て建仁元年十二月より元久二年閏十月に奏聞す

始め撰者藤原通具・源有房・藤原定家・家隆・雅経

後又人を定らし通具・定家・家隆・雅経

一定家卿の業績　文治元年十二月廿日蔵人

俗に後撰定家卿の和歌を所々に書せられし故なり　建仁二年七月九日

歌道の師範なり　定家卿の和歌を所々に書せられし故なり

歌道の師範なり　定家卿の和歌を所々に書せられし故なり

実いんの所にをいて撰集をなさしめられ候の儀学人の
なげきなり云々

一新古今に后の御なをかき毋をもかはる後鳥羽院の位を
ゆるし后宮をおかれんとをもはしかの法皇に申しつ
加へし元定家卿の名歌に丑後鳥羽院宮内卿を
撰ばれ新勅撰に后宮に成給ふ後鳥羽の人と
ことなる中の因実いかなる理にかきやとい花宮
御封の条と

一此百人一首通具卿家歌撰ためしの学人の笑ふべきの所
学新古今に入さるも功ましれば所の学問定家卿のなげいさるゆへ
隙なきところ

天智天皇

智通し清いたれかして行法をすてて日本紀を自し
勅してくはしくねんのかい通ひ給ひ[illegible]
新撰天皇の御子淳和天皇の時承和の事天皇の法華経講
物例し立給十年勅を迎に国高野郡と遷さと在大陳宮と云
又菊城天皇と申し大化十年壬申十二月三日崩六十八歳

後撰 秋乃田のかりほ乃いほの

（おさとしまもし中ごろの歌のおいつきとと後撰）（つゆ[illegible]と云ことい）

此学い上代の用じ上古の学い云所学問のさうとかりてあとはす
ひくけまれ能くこれを知ひ理あれば[illegible]神祇の居例のかう
云ふしかり不祥と云流あれば口いろ不とすれしとこ
流流の中俗居の居としかりとを[illegible]の[illegible]り[illegible]
故学の知い民の用る学学を云ふの云あれ[illegible]
問いをの学民のこくとしけて入らし

又曰叔父子孫閭の母の御ことみ御是喪服設し孫閭といふ事
の父母の喪ことすもちかふ時の事をいふ唐土にハ漢の文帝
も始りしハ諸にハ其の母后前明天皇より三年孫閭の
義たし侍りたり孝行の道ハ上天子より下万民のりとすへ
所なれハ天子父母の喪を以慈欲かりにて孫平侍臣とふく
りてこそしかり居をつくり板葺をこし芦簾をかけ苫を敷
あちら屋と云ふれを枕とし無ふ以日易月とふして十二月也
喪を十二日とつゝめ喪公家やつまさせ給ふ御神の間と云て是まさせ
給ふてつけて田家のゆらく城居と田をもり吉民の子ちと
やうり給ふ御剣をし此後の時ハ上卿居分の御にに伝し其と云ハ
この字天子と民とにかくゆへし此説を書通の純説とハへとも諸ハ
其と云務を兼し貢を朴ちさくせしとて御あうさ行くし記
居し居く田をまり御を兼と云民のこと成ハりく其ほ
しる御分と知思しされハ王道の事とゐし此の御分如く縁く
一郡の吉以しれらら枚済し将統の御分を御世其地はなれ

一 院の御製衣服漢代の御製云を奉れし夏王侍後万むら御人すう
此御の御分万世ふと

一 秋田らう民の居と時雨ふり御神めけむ御せを人かして
法く海り此支侍支しされとも御さらとみとと先に御く遊

一 此つこんふくハひこむると知思し此分のつのゑハ即ハわかす
をもくりミ次神ハ家とわれ御て田をたすまちり居御天
子ハすこありれとし法下りと云々
いつまもつ万事の分ハふくんをいひこむると可知し

一 此分の深し王道御遊懐の時とゑるハ治し此帝ハ御世を静謐
ふらし遊懐ろすしれとし外蓋の空をかりゆしる支ハ殺生
のすし此帝猶ハ大和の高安郡と円まして猿丸の吉咲
郡大伴の字みと近郡あらし

一 此御とりてハ君臣合体の御すくいふ支師後みてくすし
切継しなふ分わからす子細ことすへかとと云々

持統天皇

天智第二皇女　文武の后　天武二年寅十二月十日崩
母を史[illegible]という市郡三輪氏の女　藤原の宮に云

女帝みて位をうけたまわり給ふ始の年まことに可尊しと云

新古今

万一

春過ぎて夏きたるらしし白妙の衣ほすてふあまの香山

文武の京氣をうけてそこちの国を巡こけ給ふと衣さらさらとかつ行給ふと歩て入給ふ文衣の動と云なるしおの心はけ者人山に天香山の名を指すの眺望まことの山と呼りをいを并と成くこゝわさらしいと白いとやはやはるくく文武を奉しく山のさてはにくくくなるよしこの白妙の衣とつけくらいとり言衣とくく上二人より百度とくくはるくくるを衣の袖と白人と重くはるくくと山の人なりを衣ほすとあるをそれとりわけとといふも衣の袖し神武紀に云神武天皇の御宮と書ふの天女あまてり

[illegible]月朔日より八日に白紙衣を[illegible]奉したる石の天女あまてり神[illegible]しいふこの書人山あの山のあかとしてふとそいとしふことしし師紙けを廻て云天照大神の天の岩戸をひらき給ふ月日歳とりとしふはまのあく山もあの夏と書[illegible]の京氣をこゝそこうこしも仏法なりくくとしふ能なり中ことく

一

元の書人山は泉涼とい人の字消りは紀貫のれ二条家ふくい俗名同名はいをくすくすむし消り人ありとく熱とといふくくくくと云

柿本人麿

俗名あるいはあるとうけとも九と後ろ書ひし

天智の四代の人とふ神祇云持統文武は二代人九出現ゆ元月元西より百年と書ふ文代の帝ってあるとこゝ

或云朱雀元年ゆ　此説ゆ　神亀二年三月十日薨と云

指送

万

足曳の山鳥の尾はしだれのながくしながなるを月日

[illegible]川山の北河内にあるなり山[illegible]を見ひきたる所に山[illegible]り東に雄雄山の尾に滝[illegible]
[illegible]のところに山[illegible]の尾に泉水と云雄男[illegible]
尾に[illegible]ものし雄雄二ツ[illegible]ねめとりて[illegible]
雄と見ひきたる[illegible]
[illegible]山[illegible]の尾の[illegible]
[illegible]山[illegible]のみちのくに
[illegible]尾[illegible]

一

[illegible]
道[illegible]と[illegible]泉家の[illegible]
[illegible]道[illegible]
[illegible]河[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

山高赤人

又祖不律神尾[illegible]
[illegible]一説人丸同時の人とも

或抄に云赤人は出羽国山辺郡の人と云或重武の門下の人と
柳の[illegible]水源と清水の[illegible]

新古今
巻三

田子の浦にうち出でてみれば白妙の富士の高ねに雪は降りつつ

師説に田子の浦は駿河の海辺に新出されたる
又三国一富士をさして[illegible]
海上の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

はなしかるといふ三の句を見てかなしといふをもちて知るべし
定家卿のあとと云しは万葉にていふ雑歌なりける也
出でと云は此歌を古今集に入れて撰者の書けるとみえし
を古今集に入れて雑歌の心をしれる人のことなる
この歌は古今集に万葉の歌をいれたるなり
かくしさればいへる事に入る所を人の誰もかし
雑歌とおもひて撰びしなれば文武天皇の撰集
の外に名あるは東の歌に常陸の国の歌とて撰りて書きたり
後の歌と云ふ事も此歌のこととりて詠むと云流布説なり

猿丸太夫

其姓并代不知云々 或一説長明方丈記にも田上の
辺にて猿丸太夫の旧跡ありしと云々

師説云猿丸と云は諸王の時の名也丸は人の名に何丸々丸と
いふ類也諸王にも今も牽丸若丸などいふ

大夫は従五位の称なれば諸王の事をものにしるしたてまつり
と云ふ一説也

奥山に紅葉ふみわけ鳴く鹿の声きく時ぞ秋は悲しき

此歌の紅葉は萩の紅葉也と申す説あり
此歌は不入撰集の事也
新古今集にも萩のもみぢを鹿のなくにもとらへて詠むと云
此歌は奥山の秋にも萩の紅葉によりて鹿の鳴くにとは
とのさとは奥山とも紅葉をふみわけて鹿の鳴く時の
秋の山を悲しむとこそ又の説に鹿の声を初秋と一事ぞ二事
定まりし秋の紅葉も散敷しき鹿もなきけりに打過ぐれば
何ぞ悲しくおもひしかりとこそいふ故の説人の心を思ひ
侘びぬれば紅葉のなどりいかなる我等もありけん
さまざまとねがひをこめてあはれなる秋を悲しと
ふかくふかく色を切りて見ぬるといふ紅葉をあくがれ

四廉のあるべきはずなれども世間の人
おもをあらためられ候ばかりにて
れいのかれ〳〵なるとのはなしにて
せんじあんじとりはからはせ
りはべる言の変化をうんぬんとかの
中納言泉侍　天徳宿禰安麿の孫大納言広嗣人なり左大弁　太宰
少弐藤原を招く征夷将軍に任ぜらるべきと延暦二年
八月薨じたり

鶴の羽ぶきを書くこと

又その柳ぶきしたタ乃鳥鶴成楊と云つ子紀と答前と鶴楊
いはいたの変しとうたはる雑河乃変しかつうとかとかの
言満天の沒いたの書列の沒しと第逸の雑沒なり
家物表ゆ〳〵立也嘆天立ゆ〳〵とさくいつらふ言とも

ひと〳〵鶴の楊をこの出ゆく奥〳〵あると云つ沒とさて鶴の
楊といふ変いつゆ〳〵えはるの沒満と云変師のことの2月とけれ
十又夜すし鶴と鶴云とことひつら幸牛鄭女の二の星ゆ如
乙の門を海ゆ〳〵毎辺て居とと七月ゆ〳〵二鶴はをゆ〳〵楊と
ゆ〳〵彼日の性織女を口沒とこ柳変い二日をおをてんを
ゆゆいの沒ゆを楊といふし号沒変し行沒遣て四沒ゆ柳沒と
いふいは分家物右ゆ年の時あり右大弁いと年の沒なり
柳小中の沒変沒をれはふ立れいの変を沒ひ第ゆ逸
出の時四沒と白〳〵と言ものを沒ゆをくゆ〳〵めゆ〳〵ゆ
変〳〵ゆをゆ〳〵ゆ〳〵ゆ〳〵しゆ分をとをゆ〳〵ゆ〳〵変ををゆ沒れい
ゆ天風ゆ〳〵分し鶴の楊いゆ鶴楊の沒ゆを柳小中の四沒と漢
ゆやりといふを沒ゆを沒ゆ変し柳小中をゆゆの上をいゆんなり
郭言の分て
鶴のをゆのゆ中ゆ一枚ゆ行ゆ〳〵表ゆしい表の二をゆ沒
又ゆをゆの右沒ゆ分ゆ二泉の大将宣四ゆ柳ゆ〳〵ゆの二

おいせしに夜更ぬれはかくと書きつけたりけれは大方
随身なともありしかはみちのはしにかく
鵲のわたせる橋の霜のうへを夜半にふみわけことさらにこそと
やまりしは知らく宣にかりてかゝる儀かたく秘らる
の下は鵲のはしのうへにわたせるの深意を秘らるゝ也
古今の序ならの御時よりの事と見えたりとそ

安倍仲麿

古侍に中務大輔船守の子也元明天皇和銅元年
子生とそ
霊亀の比とか元正天皇霊亀二年八月遣唐使大伴山守に
同船して十六歳にて入唐次第にとゝまりて才智ありて
名を姓名を改め朝衡といひ後於唐土薨畢とそ

古今 羈旅

天乃原ふりさけ見れは春日なる三笠の山に出し月かも

此哥の文字に往日池といふあたりにてよめるとありしを古今に
あはのうらと云ところに入りてもろこしの次第との御のわかれに
わたるへきをとりく見ゆるに同しく往日池の哥
みやこなる山のはにみし月かれとはなれ出くるみちそいつき
とあり月も見えけるへし三笠の山にも出けるとそ
往日池と云首安部仲丸と云ける人はもろこしに渡りて
久しくありけるに帰らんとしける時の人々わかれをしけん
しけるをわすれてかしこの詩作りなんとしけるによみける
昔日の夜の月出けるとよめりけるその月は海より出けるとなん
と仲丸のもろこしにて帰らんとしける時に詠る哥とて
今は昔もろこしの人とものにはしめてみ喜をそ述ると
よめりといふもともありけるにあひ京なさけ
春日なる三笠の山と讀りけるはもろこしの人をあはれにして
此中はもろこしの人の心を男文字にさらせとも出きくのことに
侍りとて心ひしらせけもいんをやきてまつりけるあはれ
なりけりとそ

叔父のもとにありさまをかたりてあれた師清かあかしをなし
とらへて此歌さるをよみとまかりたにしとよみけるとかやのもとに
本国の都すこしうつりて月をうちあふぎのこゑにわれなきの京
をとふらくもかし尽しけ月のうらみひらんくきこゑのみをひとつ入るや
少え帝わかれを三笠山に出し月かもとよみしとはいやしと是も字し
又此歌にあり[illegible]かと其ありし月の名所も分けまれこそ附
其の京をわかれいかくいるまり春日なる三笠の山といへる歌に
つけもはりて面白しとしてんはころ都唐土天照大神
神の[illegible]出ましまし[illegible]も春日大明神の氏神にて
二てひはこまし[illegible]日月の[illegible]出を君て二てひ
御朝と渡海をおもふにつけて春日山の月をみるにつけても[illegible]
のとおもひふかくなりし

喜撰法師

[illegible]

此人は歌よみにて六歌仙のうちに入道は醍醐天皇の勅にて和歌
式をつくりけるひとの歌に[illegible]ははれは式とさる喜撰式
とこれを讀人さりにしとのせらし喜撰と[illegible]和歌
の式をつくりし人の歌は集も名所けにいさつはとしさうなれとも
此三人の歌を入るとて[illegible]も
おもかけあらんと[illegible]おもてさらし喜撰今一首[illegible]
歌は本の[illegible]いさらの[illegible]のうちにとけれ
を讀者を入るに[illegible]撰者各[illegible]為家[illegible]
ありやとつふやけきい入さるを為[illegible]
よういひとといひけりなりとし

わか庵はみやこのたつみしかそすむ世をうち山と人はいふなり

此歌の趣意しは此歌撰とはいふは喜撰法師の事也又六歌仙の
うちにも歌一首のこりまし喜撰法師の[illegible]
宇治山の奥に住[illegible]宇治山のおくに喜撰か跡とて[illegible]

又信濃のことあるとき[illegible]
と郡とすゆるしらとし師法しかの方の辰ことか郡と[illegible]
といふ[illegible]らし山といふんあの方角をさしていふ[illegible]
といふんすし[illegible]とすむといふ[illegible]
おのいかれいうさらしうれいさのまゆひの目といふを
いかしかいうつくはゆるれいさやにうれいおすくあとし
又ふうそういさとをいふ河しさとをとむとのをまゆをふ
郡らとんいとをとりやのふいりて居といりて又仰を
ふまゆやうんとりかりしさねいんをかえかえかえ
の郡小はゆらあふうはをいふ是いかれうはをのうりに
けうされて情の氣とゆるれうくあんをしかのかえは郡
とすくあるあををうくしうしたものいひて法といふ
をいうんくくを郡をれうはをいひうけうちゆのゆかを
郡のうりふをゆ法山ありといふ也又和いさくくをとの人い
ゆうふとりやにはるいはをのかをの法能くんはへし

されいはるうをいわうをんを長慶[illegible]人ををのんをりをえん
ていはふて次はかいかをのんまとかてて人をを探をすう
しんをかきうにをむをををいはいはこををのこやこをり
まのかはいうはをの山し郡をすをんまはをはうをすむと
人いふしかさはたすとうをかをしかをりを人と
ふうるはいきくすはかはをを人いうくうしはゆふ書をを
とりはむはをを人とををて元をの先ををいんを
をの方小をとうを法はくはをはいくくはは秋の月
をんうにわう月のををあうるをとしとをいん人いりをりと
いふ白の文し一をのうりををの紙おをゆをいりて上の白し
あををいつをくんをいりりをいうきを人ふをと山をを
郡すうをあう月をを月の時ををををのををををををしかし
ゆはをくはれうをりをの方ゆ一しか面はをりゆを又んを
うくはを文をくあくはをあををりしはうをのはゆをを
月の明はありをはゆくはをのかをををりを

うきよをうしとおもひしりたることゝしけふ初て出家せられしを
おのかすみかをはうちといふなれと師僧となりし

小野小町

小野は姓也小町は名なりとも又一説に名をきこえすとも
いふ又出羽の郡司小野良真か女とも又小野篁の孫女とも
三光院の御説に尚侍女ともいふ仁明の時貞観の比とも云々

古今
花のいろはうつりにけりないたつらにわか身よにふるなかめせしまに

此歌表裏の説をふくめり表は花の上にして花さくころ
ころなきとおもひつゝもわか身にかゝるなかめのうちに
まち花さくなりぬれは花の色はうつろひぬると裏の説は白氏
文集に年々歳々花相似たり歳々年々人同しからすと云詩の心
なり小町か身のうへの事を花によそへてみるとある
歌としてわか身にふるといふは小町か老のゝちを思ひ述る心なり
身つくしものゝいろもうつろひぬるといふ心にて
年々同しからすといふ心をいへるにて裏の説なり
年月のうつりゆくうちに人をしたふとて頼もしけなるを
されはいかにも字をよみつけてみるへしといひし此の歌の師説に
篁氏の説なり先生の説とあんしられしに不用と云々
此歌は字によりてみれは耳にたつのうちに子のなさけなり
篁氏は此歌初古今に十八首入りしかも小町か才一の歌とも
古今の序に小野小町はいにしへの衣通姫の流なりとあはれなる
さま風流を似たるといへり弱きとはいへり夫をしたひて
あはれなるへしとて衣通姫は允恭天皇の后にて経を社の内
一社に允恭天皇の后の妹にて小町か此姫の流の衣
をすゝめたりし名とれといへり

蝉丸

仁明天皇の時の人逢坂に庵室を結ひ住る道人なり延喜の
御子ともいふ又あやしき

後撰
これやこの行もかへるもわかれてはしるもしらぬもあふさかの関

此うたの詞書に逢坂の関に庵室を作りて住侍りけるにゆきかふ人を見て

人をみくとも妻の許ハ籠居の御もとへ数のことしけるにぞ
たまふことやこのことハ聞きて見せいはずとも事にて候
さておもひつけられし妻の許ハ此年頃かく御沙汰く
云者定離のならひ生死流転のならひを目のあたりに見る
変ずとも云て偏に御沙汰の出さく納得しけれ文字にあらは
此文字ハ変の事と云の合せて是を夫すと高名けるに
まうも自他切くみなかねし智人も愚人も生死のならひ
一人ものかれぬ因果の定まると申すも又此なにおかる
南西三千三国の境すれん東へ行ら人とこの水まとくお
くり出す御家の事ともをおしへましく東の国より率行き
那へ行き出でとても此家に越わく出でくおり給ふゆかりて入浮
まれいめの前を枕ハ汝をみくて君に死をおもひきりたまふ
こゝろざしのやくとおもひてこのもとくあるき境ニ御我のひめく
らして讃り又けは一如ともいへる有りおかしくきりのいまなり
まうらふくはこれ見合せも一つひとつ此にて生死を出る因果
乃定ハ年正に此の事を此文を御きみの事もよしとなく
おもとなり

参議篁

岑守ノ子 姓ハ小野 本云と云次

和田の原八十嶋かけてこぎ出ぬと人にはつけよあまのつり舟

詞書ニ隠岐国に流されける時舟にのりて出たつとて京なる
人のもとにつかはしけるとあり 子細ハ海を
白波のたてる海をつたひて行に渡れハ海の趣を以
つくしと云是古今の書にして考ふるに和田とハ海をいふ
事なりとそ田の字を人ハわれと読流すといふ
此八十嶋ハ多くの嶋といふ事にて挿数の多きを八十代
人ぞといふこともあり海士へんとこれをしれり
ゆくへハ万のことも見えし此歌の部の中にあそびたる近の名

あれといふ詞なきも弟てらんとおもふらんかれハ人をえをすに
八十嶋もこぎ出ぬと海上のことの哀れを便なき小舟に
ありける人に告よといへは京にありし人を思ひやりしとこ比この
てをしおくりてこゝろ悩んし侍し伝ものゝ哀ゆへにいせ
此いはしたのむしさのみむとおもひのりさるとすあらうか
哀をよく味へ催へしと師伝し

僧正遍昭　俗名良峯乃宗貞

仁明帝崩逆の日山に家を出て叡山にのぼりて慈覚大師を
師とし後に元慶寺の座主となる花山僧正又良僧正と
号れ

古今
あまつ風雲のかよひぢ吹とぢよ乙女のすかたしばしとゞめん

詞書五節の舞姫を見てよめるとこそ見えたり
舞姫とはをとめのことをいふなりあまつかぜなと出家以前の
俗名をよしみね宗貞といひし時の歌なり僧正の
おもひをあらはすほどの事を定家におよびて此集にえらへ
遍昭とせられたり
此五節の舞ハ天武天皇の御時吉野の宮にて御琴を
ひかせ給ひしに向ひの山のうへより天女くだりて舞あそびしより
雲のうちにて天女のすかたを見給ひて舞の手をならひ給ひ
るあまの羽衣のそてをかへしけるをうつしてこの舞のはじめと
あるこれ舞女神あり乙女といふ五節の舞の事なり
大内裏にいらせ給ひしをおもひ出してその時の内々のうた
乙女をも天女といひし事をおもひやりていとゞたくひなく乙女さびしきを
これなりとしたまへりしとみえたり

陽成院

五十七代清和第一の皇子在位八年諱貞明
天暦三年九月崩八十一歳

行くらゝの峯すゝたつるみなの川底のくもとつゝくと聞こゆる

河竹のながれのこゝろとゝまらぬ女帝の門すゝしこの方序詞なり

すい篠のこゝろ一つにつゝけらてすゝ水をかけとかくるものゝこゝろをきり落とす

なり河と成りて水の滝と却なるとゝ

すゝかれとゝこゝのつゝけとゝ

行とゝ

河原左大臣　源御才二の御子源融公

又らのくれ果ぬるゝ雄山のゝ雄鹿なくなり

上の二句みなく序詞なり果ぬるゝ俳諧小夜形しむし

奥州塩竈の浦の玉藻をきりあつめて海人の焼くなり

海人とゝりてすゝ海人をすゝ

海人のゝ海人のゝ海人のゝ海人

ひさとゝこゝれとゝ

とゝは方角ゝこゝれんとゝ

すゝみなれあさ沼とすゝ

愛宕ゝくゝ海人の高ゝ

いくゝ

光孝天皇　仁明才二の御子幸五十五代即位五位三年仁和帝又小松帝と号れ仁和三年八月崩年七歳

君ゝたゝの春の野ゝに出ゝて君ゝ菜つむ袖ゝに雪ゝ降ゝ

河内仁和の帝みゝとゝ

文章院の通路と中のおくの所多の内いまい歌をしるし
おくりゆくとうたのふるしおく文像のろんを所宣云
法師とふひとくとうすりてのふしつけめ也云らあとい
源成院のもあとふ歌し言い歌雑の言とうとふを
和歌の法し裏の法い通路の所の言とけるし云ふ
言いふてはい船らし通路の所の言ふ言の神とあれと
わらの出ることるとうやれてやんと法ゆふ云し云ふの字
あるるくてやすを師法しけ字やとんのふめる字しはくふく
ちるんし

中納云行平

平城天皇の孫阿保親王の御子業平の兄

立ちわかれいなばの山の峰におふる
まつとしきかば今かへりこむ

いなばいふとふいこのぎふの上をこしとはいとく名所りけ字
行平国情をこの所とくはるとくいめるとふ言んと

かりとうこしれてあるらは法海はさり事しすりとうきうと
ふ和のこと不変とんうらあるを中とそ神こと故に人
といいあふはすることしはをすりとのもあるとふるく
いてはは字はくさりるとはいふ京ふくあいこは家はあい
山をまるこをふとふ出るとあるうるくるとはいるこ郷び
いひあるるにうくは出言し後成にもあられるふと
古今し歌をれとる式こ国情をあく国(今は河書と
むりひく三あるとれるあるる字とうく又一法は行平国情を
あるるしに西月をあけるとするはこの山郷りて陰る
と言はは字の四言るくく定家のある字と
るとれるんやとおつけそ中くはいるこの山の峰の秋尾
と清う定家はの字の歌のるんは中郷はは法はおるとし
張一出るるるるるさはは花はのゆるるあるる中くを言
つもるつれいるこ山の秋尾と秋尾と法の法をはは

んし

在原業平朝臣

阿保親王の五男なり 右京大夫は五十五
中将ともいふ 元慶四年卒 年五十六歳

千早振神代もきかぬ竜田川から紅に水くゝるとは

この字にごるべし

詞書に二条の后の春宮のみやすん所と申ける時に御屏風に竜田川に紅葉ながれたる形をかけりけるを題にてよめるとかや
ちはやぶるといふは神の枕詞なり 此歌の心は竜田川の紅葉の
紅をかくしてながるゝとはいふなり 二句は
但かゝる紅葉のくるゝといふ事は師説には神代きかぬ
といふてあるなり 紅葉の散流てくるゝと云ふ説ありて 水の
紅葉の紅をかくしてながれて紅に成ごとくといふ
事也 神代ときかぬといふに絶ていかなる奇説
を神代もきかぬといふとすれば神代もきかぬといふて何の
二条の后のさくらをもめでて神代もきかぬと屏風の歌をよみて
まいらせし時に業平の歌に右をよろこびいふ故なり

いかに詞書にけるは此歌を入といふは誤なり 古今の
屏風歌を書の歌の様をいふ心にて詞書をいとふべ
しといふまでとあるといふにて詞書と次のとは
古の文にして古今の書にてありしものゝ事
あるとしといふは不にして歌ひたる本のまゝ
立さりしに業平の歌は数多ありて後に古注あり
と面白きといふ詞にこの歌の神代をもおもふといふ
心得てまはりて師説に神代は変現するを見おもひ
おもひとりの歌と成て面白く思ひつゞきし
心ことにおもひてる事といふ 此定家卿右の歌を撰とりて
一首のみ深のいとの歌に神代もきかぬ歌の心にかなふ

藤原敏行朝臣

不比等八世の孫にて延喜の比の人 能書にて藤生の後
一節流を立たる人なり

住の江の岸の[三 み]よる浪よるさへや夢のかよひち人めよくらん

此歌序分ハすみの江のきしによる浪よるさへや夢のかよひ路人めよくらん
下の夢の通ひ路つよさをおもひよそへたる也　海辺を出て
出たる住の江の岸によるなみのよるさへ夢のかよひ路を
もえぬるほど夢中にても人めをさけてかよはぬ事を
いふ人の心をはらへて見ゆるぞ夢のかよひ路の事は
夜るは夜ハ夢ともの也ける所ハかくしたる所の事
ところをしかるとかいふことわり也

伊勢

伊勢守藤原継蔭か女也　七条院（七条中宮）の女房也　継蔭ハ日野の元祖大和伊勢守也の国司也

難波がたみじかき芦のふしの間もあはでこの世を過してよとや

難波かたはみしかき芦のふしの間もあはて此世をすくしてよとやといふ事也
みしかき芦のふしの間とはいふ事也
みしかき芦のふしの間もあはてこの世をすくせとや
あはれむ事をいふ也

つねにあへる人をもうらむる心をいふ也
おもひをかけて思ふ人のうへをいふ也
いふにかへてはかなき事をいふ也　上の句ハ太平にいひて
ふかく思ふ心のあはれをいふ也
しかれば思ふ心をかくしてよめるにて侍る
わかれの後の恋ぞとの御こころの事也
難波とはふかきにて津　芦は堀江をよせて

元良親王（ゲンリウシンワウ／モトヨシノミコ）

陽成院第一の御子三品兵部卿

此百人一首ハかくいふ人にもあり　百人一首ハ天子の名の
かくれなき事ハ一条家にかくハ基俊（キシユン）俊成（シユンセイ）定家（テイカ）なりといへり
なりける家にかくハ経信（ケイシン）俊頼（シユンライ）なり

わびぬれば今はた同じ難波なるみをつくしてもあはんとぞ思ふ

同じ事をいひかけて後に京極の御息所（ミヤスドコロ）とつかはしけるとなり

此御製は古今の如くつくはの御門よりねの後院に書かれしく
雅明親王の事ゝゝ釣殿のみこをよみてつかはし給ひしとなん
此みこは世のひのつかりてせんことなく功なりとぞありし事あり
其わろけかくいかなるこゝりけるにや捨てゝは波さふという院の御
又とりて変し其事なりけれはやうやう云事し名は何とか御と
名のみとすることもせん何し名とひとけるらみなとつくりは
水尾と書ても源とも云し日本ならは雑波より見ゆく
ふかたるし再び帰るこよろのゝあるとみの中と云ことみの御
源と云ふことされは後に中また尾を云のきくあるとのこ
こふも人も年なりてや是も今何ゝ名を御事と
名のみとなくて同し事出きて後つるに恋となりぬる
多の御ゆかり書すと思ひとかくひかるゆへは渕と後てつる
これはまつ深き年をすてゝすあへなと云るへし

素性法師

遍照の二男也 俗名玄利 遍照出家の時玄利と入道せしと云

新古今

今こむといひしはかりに長月の有明の月を待出つるかな

此歌はこうかなと云る事もあれといそつゝはよし小倉の色紙
ならはいそつかれとこといひ一夜といひけるといふ事
長月といふは十五夜より十三夜をいつくすまて後晩にいてゝ
月なるへし長月の頃をいひて歌のかた今こよとあり
わとにより名を有明をおもひまうくとあれは秋さへ長月
の夜もふけて長月の月をひと夜とおもふれとも詩人にこて
長月の月を待出てあゆかなと思ひしと読しかし
六条家にては一夜と見ると

文屋康秀

先祖不詳 縫殿助宗于朝臣男と云 字は文琳 古今序と云 陽成院の時の人と云

吹からに秋の草木のしほるれはむへ山風をあらしといふらん

夕を加へてさるありとし

此歌はそのうち切紙のあし家集古今の序には五への草木と

[illegible]

大江千里

大江の歌人の弟し何係記にあらず

月見ればちぢに物こそかなしけれわがひとりのみの秋にはあらぬ

月見ることはいふまでもなくあれど物をもいとあはれなるものなりあるときにあるひとの月を見て往来をのぞみまをすひとをもひとりにんをそへたりけるとしらとふ歌も浪もあるなり

菅家

小野天神ともし延喜二年二月廿九日薨と天徳日記菅家
是善公ノ男也右大臣正二位右大将贈太政大臣正一位

古今

[illegible]

[illegible]

[illegible]

貞伝云

昭宣云の四男右平の賢早世し人貞信の道ひらけし所
贈官とし昭宣云い新前貞伝云ハ伝濃皆同と封爵
云といふ

小倉山峯のもみぢ心あらはいまひとたびのみゆきまつらん

指きしの河ぞと辛子院（宇多の帝）の大井川に行幸ありしとき
一首とそ云ふ所のうた河参せんとて中ごろ大和物語の
河い不用大井川の行幸い世ふるく小倉山の事ハ云ふ
延喜廿年八月ときこしめのりいとふ所御ありて
この歌ふ所ハ云ふを新古今ハ又ハ後撰ハ
ちらでいハ紅葉もいつかはるとあるとも
まことしらのいハ行幸院のいハ
いつまでもみゆきとすべし一説ハ三つの乃ち
さ多ゝ院の行幸と我家ハ
あらんとの事ハ

中納言兼輔

利基二男し堤中納言とも云

新古今
見わたせハ花も紅葉もなかりけり浦の苫屋の秋の夕暮

いつミ川いせの石津川の是ハ三河の石津川とハ出
ちがふ川の名とハ又泉川とハ云ハ
皇の時ハ川を渡る桃ハ新ひしの名ハ日本紀ハ
泉川とハ云ふ流ると云河出ら云日を云ハ
て流ハ流いつミ川いつミ来とハ
河と河とハ云ハ来重ハ来と重ハ来と重ハ流ハ新古今ハ
毎ハ不毎ハ云ハ云ハ云ハ云ハ来ハ毎ハ来ハ
のハ因さハ云ハ云ハ和ハ云ハ中ハ
人行ハ云ハ云ハ来ハ云ハ云ハ
云ハ云ハ云ハ又来ハ云ハ
ハ云ハ人ハ云ハ

源宗行母

三条院四位と光孝天皇の御孫光右親王の四女と

山里を尋ねさびしさ深草の人めも草もかれぬとぞ思ふ

（八のはるをとりてそのはるをとりてこ）

さびしい板ら屋根の家ゝ山さとにまく枝ゝ雪のこれるを

ゝゝ人をとひゝゝ人もとはぬ山ゝもさびしさ深さゝ雪のこれる

そのさびしさをたゝけく言ふもの者もなくてゝゝ

ゝものゝゝ思ふゝゝ一切草木の枯ゝ雪ゝ思はれ

因おとゝ言ふ事ゝ行ゝ雪ゝ一人といのはゝ

凡河内躬恒

おのとつ矢とゝ言ふ人ゝ祇園を行く孫満利ゝ子とゝ

（人のゝをとゝゝゝゝ）

人のとに知らるゝ知れぬ恋ゆゑ白菊の花

（下今）

人のとに知らるゝ知れぬ恋ゆゑ白菊の花

人のていに知られてひしはをうくゝ人とし

ゝ河内といふをうくゝ人とし

ゝ菊の花の知りゝ知らぬ人にゝ知らるゝを恋ゆゑと言ふ

知られもせんすれば河内ゝ言ふ知れ

人まもりゝ知りゝ言ふ恋ゆゑ

又ゝ人ゝ知れゝ知らぬ恋ゆゑ知むゝい

知ゝ知れいろ恋ゆゑ知ゝ知ゝ

人知てゝひとゝあゝ知ゝ知ゝ知ゝ知ゝ

ゝ知ゝ知ゝ知ゝ知ゝ知ゝ知ゝ

壬生忠岑

壬生い姓しふの字ゝゝゝゝ忠岑の多の所に渡ゝ

木工允忠衡子し泉大将定国尊し

（下今）

思ひのつきぬ恋ゆゑ焼くゝ知れぬ

七夕の機ゝ織ゝ知ゝ知ゝ知ゝ知ゝ

ふ用枝葉ゝ休とゝ思ふ恋の知ゝ知ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

春道列樹

新名宿禰乃一男とぞ。春道の姓。延長の比の文章博士なり

山川と風のしがらみかけてなん紅葉ながれたえぬめる

[illegible]

紀友則

紀の有友子とぞ。或は常方子とも。

古今 久しかの光のどけ[illegible]の日をぞ花のちるらん

[illegible]

[illegible]

又一説のごとく小野子爵家にて
[illegible]
[illegible]
[illegible]

人いさんまてんたいたそむしの書ふみあひる

河之初瀬と詠てつることにやとうる人の家とへ〳〵ちかく
かとこゝやとうけまいかの家のかうしかさいにんやうい
かうといひいろ〳〵なけしたる梅の花をおて陰るとと
をばるたいはいたんいかりいやとうつけるの雪の幸ふうう
をさうていあしかのんはいはるうるゆこ花とうふむうしと
うう次白とうもかうるのつこいう次とふ前しいさいう
はとうけたいおうんうりはさあるくいうの浮りは次と仏花の陰
いさいうの次ふう次とうう河しあるこあるさ中とはう
浦入うう文定家とのの関法さとううつきこあるとそけあ
信郷の方とし

清原源書文 先祖不見一説豊前房則子とうく

笑のよい浦い青のうう鳴めうの沖をを立家のんをうう
河をはの地りうう方うう秋のつきうとあうとうのんあう
ふう家法い文青とあうとう云ひ作はいはいはもあるこへきと
こうとはとうの作はいはいはいは

[illegible]

右辺

右辺は將軍綱吉の御[illegible]

わたくしの[illegible]

[illegible]

[illegible]

平家盛衰

光孝天皇三世の孫篤行の男と西暦元年十一月卒
赤染左衛門の父し

（拾遺）

[illegible]

天徳の方合右衛門督の[illegible]
[illegible]
人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

壬生忠見

みぬとてこそ信じ[illegible]
[illegible]
[illegible]

（拾遺）

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

清原元輔

源宣方の孫下総守[illegible]の子 従五位下 永延二年六月卒 八十三歳

後拾遺

[illegible]

末の松と云て三ヶ所あるなり又古記抄に云内大臣とは末の松山といひて
ちひさき松を松をけ松を植の山とは男女とも知り玉ふ末の松山をさして如何とは
問て知らつきてとんいあるべし紀貫ひろ男も女も
とおもふ事すなわちこれ末の松山波こえじとも波こえぬ
はこれなり末の松山はこれ末の松山なり

梶中納言敦忠

中の子なりし上をとりてうとうにこそ
彼中納言は同じくわかるし
たゞ左兵衛督三男なり中院中納言と呼ばれ実は閑院の御子
敦忠の母は内侍の書と成信卿の女

捨玉し

逢てみしくの後のつらさにはたゝ物思ひそまさりける

後撰の恋の歌なり

つらくうらめしかりしかは逢て二日の後とつけくけんかとみるも
所詮はこれらのことはさ歌ふ人とおもふ
うらめしきとしかれは人といひまはくあれとは思ふ
ふかひの笑らをとふふんひとのふるをあめるは
逢てみんを後のふかひなきを物うらめしかるなり
んもまさるまいは人めいはあるなり又その人のふるく
やとはまひまれをもくむ二ヶ所いはれなり

梶中納言敦忠

三条左大臣定房の男左衛門中納言と号し後三位
康保三年薨ず十八歳

逢ても乃後てのくるしき中くは小人をもなをも恨さるなり

乙暦の四月の宮居なりしの宮ろうくるもと式部卿と
にいあはてくるさるを恋とおもふ年月ひくくらふるを
うらはひて免し人のすいと後くは後宮のひまにうら西

[illegible]

徳治元

一条摂政伊尹公薨去し九条右丞相師輔公の一男
天禄三年薨去と三十九歳

[illegible]

師説いとをかしきさまにのみとりなしたるとぞ
義をもはぢるべきなれど世をこそ思ひ
さまれるなれば世をこそ思ひはばかるべ
らなれば[illegible]
人をとしのほどいとをかしうもあるかな
[illegible]
[illegible]

賈称好忠

先祖不見任丹後掾仍号賈丹こと
実は和泉の人と云

[illegible]

いくつかの人とうちつれし師匠と他列のものみなとうち
かたらひしかの宮のうらうらしき気をわすれてこと
板つくらふあとうつく板をい納めあるこの海をこぎ
すぎて沖をもとのうちにかれあるとおもひて打ちせて
亜とうたんし又うたの海を漕ぎて板のうちんいたりを
しかるのち行きしその海のとくこの高砂のあしの
引潮をうためたし拾遺こ高砂の浦と
板をうたの漕ぎとうち船のたなりもうたあ坂きに拾ひ
けるも同じうたし又歌の舞楽雅の女一位の前と
板をうたの人命もうたとうたせうたの海をうたむ赤人
のうたの海はうたうたうた

源重之　源兼信の男し兄恵忠為子となし清和の子貞元親王の孫し後五位下丹後守

風をいたみ岩うつなみのおのれのみくだけてものを思ふころかな

[illegible]

大中臣能宣朝臣　のぶとも　後撰集の作者　乃文し正暦三年十二月廿三日　七十一歳

みかの原わきて流るいずみ川いつ見きとてか恋しかるらん

[illegible]

藤原義孝　[illegible]の二男

後撰集

元久元年十月十日命さしのくまの社に詣でたまひけるに

頭弁なりのぶとのかんだちめ

後鳥羽の御のこりのつかひにて毎夜の宮こ

元久元年十月十日命さしのくまの社に詣でたまひ

今いまのちの世にとこの命さしといふことをきくつ

月のくまにもあらぬ成りといふをきくし

後原實文宮弾正 後鳥羽の男小一條左大臣師尹の孫

於任国辛去

はしきの中将に行成と厨にて物をのみ

行成の冠をとりて世をさりとてとりて

ゆくまいぬとてとりて花

かくとだにえやはいぶきのさしもぐさ

さしもしらじな燃ゆる思ひを

七夕の中に師俊はしの法師

下野とまりまい前にて

ものの世のひとの家の前

根をいとなみ

草枕の夜はのれりくさの事とこそ

ゆくとしもなさのうきとくにうきはやかれ

いくとしもとはなる夏をさしもまあり又ふるう

ふもとはなるとはなる法と通はのさうひのうの侍次を

下野国於任山にて能因の押之歌とふ物も出

六條の宮と

はるばるやいふの山のちしも

下野やこのあれのくのさ

三月七日とつと言葉

しさしすもとと同言葉

後原道信朝臣 俗姓平大政大臣恒世公の二男左中將四位
母源氏女 正暦五年卒十三歲

四位の侍従にて侍りけるに

はるかに行くすえ知らぬ旅の空
つくしの海の月にまかせて

左大將道綱母 倫子源雅信朝臣の女 寛和二年入道宮に出家

儀同三司母 同の子清し師内大臣伊周公の母 高階成忠女
中宮定子 道隆公室

儀同三司とは本儀仗一位の官名 松尾三司八大政大臣 左大臣
此三公に准ずる官 伊周公を初め内大臣 藤原成の変 寛弘二年正月
廿日太宰帥に左遷せらるゝ時解官 同三年四月大臣関白
宣旨に准大臣 和歌 伊周公 帝同宣旨 中宮 及伊周公
改元の後 寛弘二年二月宣旨 例 と云

忘れじの行末まで 形見今

忘れじの行末まで

河竹黙阿弥隠居ひそかに考へるやうは今と成しいまといつて何ゆゑ所作ばかりの芝居をいつまでもつとめるとはいつてもこれはをけさこそ河のうへにてはあれども今といふ変し芳の心ばへ人の心を書こなしのうつりけれとそれ自とあらふ死ぬるとふいうて沒とはいつてもこれ一番と世の出来よ死ら沒なれの方とし河竹やさしく活動の方とし

大江山酒天伝（キンテン）

（ちきこと）ものし変られたるとてもこれ
ものし宮内卿左右の一男に命天酒伝とそれ酒飲
投書紙書和漢才芸の達人也

酒の言いなりとなりて成ぬれと為るとなれと稚の道

河竹と大変なる人しかるに河竹の所をつくること

作り方とは作り酒源の西は作るの屋とは酒をつくること
は方なり酒の名をなるこの酒とは酒とは酒とは酒
つくり酒酒なりの酒とは酒とは酒とは酒とは酒
なりは酒なりは酒とは酒とは酒とは酒とは酒
人も名なるものと知ること酒とは酒とは酒
は書和方をなれは酒の酒とは酒とは酒

和泉式部

上東門院の女房大江雅致女京学文筆を以て指
才子と性宗人の評、清をつくしなる雅致女訳了
とそれ泉式部なるし方いそれなるそれ人なる
なるかとて知方のなる月和泉式部の道貞を書なるだ
く夫の名をなく男とそれは貞とそれく恢保昌
書と恢保昌任国の内訳をつくしとし小野道貞
書の所なる

河竹さんは春の和乃云ひ和とそれ
河竹とは河竹河竹河竹河竹とは

[illegible]

紫式部

[illegible]

彩古今

めぐりあひてみしやそれともわかぬまに雲がくれにしよはの月かな

河内守[illegible]十月十日[illegible]

[illegible]

大貳三位

[illegible]

後拾遺

ながらへばまたこのごろやしのばれむ憂しと見しよも今は恋しき

河内守[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

赤深の湯

赤深の湯は大湯なる赤深時用の如し（ミヤ）河内賀湯（ヒ）
ホをてら仍て名とし茅花抜穂の作法し大江遠衡
の寄書上東門院女房式部の月夜如意房と云

やとりつくねの海をのをしまの如くつくりて目をとめ外
くこの湯の名目のれた女の家のかくてぬをむのうめて
せくまあいやりにすくすくとと問ひたる院殿文作とこ
問ひ中の言葉なれ仍をなり問ひからかりの人と無のく
ねいしの湯仍りなりしの外へくこうりしてめて如くつくる湯と
又問ひ仍りし中言葉の院殿のるの外をてくくい
仍やとりつくく青りねりる仍やさりれりりやとりの人を
まりりりくりりり

[illegible]

伊勢大輔

乃、字不入て清てし大輔い皮の付いたてしむ名目のれん
上ようのつきく侍らし元千位育のおひし赤ら輔親
女上東門院女房し

いみ一のの[illegible]の[illegible]忠八重桜けふ九重にあひぬるかな

河内と一条院の所りの八をさてをひのをうけるを法師と

作りけれいそのををのいとく家ようと作也けれ陰い
ととをういはりしなくいはしかりられは紀ぬまいけら合
くれをの五と旬をとし侍ることのいかれはめしを意の
五のあつふかりのの南殿の桜のひらひるれ家と
八重さくのを年の面影をけし一条院の在上東院
ありとつくられけまつ大殿坊ここ中ようの院一
やよけまを内侍立いの大殿のんをやこ紀をかを
用て内人をけさをを中られを伊賀の殿を無侍
紀と陽也今をこれをけるをの紀侍の殿をあ
よををしをのをを以いはふ歌けるくをを付ける歌ア
源氏物語を如おりし今をを伊賀左輔と伊侍を
五九をををををしは歌アををのはい家ををををけるの
をもをみく春れを作者けをを南殿を陰一家

清少納言　肥後守清原元輔の女　一条院皇后宮の女房

後拾遺

夜をこめてとりのそらねはかるとも世にあふさかの関はゆるさじ

関白大納言行成朝臣のもとにつかはしける

[illegible]

[illegible]

[illegible]

千歳

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大僧正行尊

源基平の子十二才出家して三井寺円満院の祖師
阿闍梨覚円の弟子

[illegible]

河内と大和のあひだにある山さとに年ふる人あり
とぶらひ侍るに後冷泉院の御時に行尊僧正と
後冷泉院治暦二年八月十五日崩御
崩御とこゝろもとなさに修行の後三条院と
けうとく後三条院四位になりたまひ
[illegible]

後三条院の四位のとつるもとなりたまひ
後冷泉院の崩御の時に行尊
のたまひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

三條院

後冷泉院第二皇子寛弘八年即位治世十年長和五年
二月廿九日内裏位を去る其年四月家妻三年崩御年一歳

[illegible]

[illegible]

能因法師

俗名永愷長門守と云ふ橘諸兄より八世元愷男
出家して古曾部と云ふ所に居る人し

嵐吹三室の山ももみぢ葉に

[illegible]

[illegible]

良選法師（リヤウセンホウシ）

又世不傳秘密の創者とし仮大原

後指遠

[illegible]

[illegible]

大納言經信

中納言源俊方男後拾遺の文し六条家の祖

今昔

中ふさ[illegible]門院の御所[illegible]

[illegible]

祐子内親王家紀伊　紀伊は童名なり　妻は藤原経方卿の女　母は小弁

きいとよべる女房　きとも申す　摂津とも申す　祐子内親王後朱雀院の御子　後冷泉院の御妹　紀伊とも云ふ

春にきくたれの涙の竹の葉の

ちいの御門の院の時歌合　家の方にしたがひ　中納言公任卿　人こそはあらめ竹の葉の　紀伊の方の方にて　なれるものをけふ　のしるしの清らかなる　おもはるる　なれるものを　けふ　のしるしの人　もとめつる　なれるものを　けふ　のしるしの人

清かりけりや神のめぐみ

桂中納言道房　大江成衡男　和漢才人也

後撰　高砂の尾上の桜咲にけり　とやの里の春の風

はるかなる高砂の峰の桜花　咲にけりとやの里の春の風

をしなべて山桜とは思へども　散しをしまぬ人の心を

はるばるとしらぬ山路をたどりつつ　ちりしく花の道の山の雪

ちりしく花の道の山の雪　をしなべて山桜とは思へども　散しをしまぬ人の心を　はるばるとしらぬ山路をたどりつつ

[illegible]

源後頼朝記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

河内国三ヶ所と云へる清水数百の中に流れ
出る所の名なり所の中に小さき川あり
たゝこの名の河をこゆるなり毎年春夏の
ころ此川に魚を捕ふ漁人多し此魚を捕もいま
ゝとなりて此命わかいよいよとなる故に
ゆえなく捕ふ事を定めて事なしとなつる今日も
又ゆえなく捕をなしゆえなくしめつる事なり
衆の魚とは人を云ふ衆を以て
こゝ河のかいさもいまり〳〵
ゆえなきりとは云ふなり
過し標前の事なし

法性寺入道前関白太政大臣　忠道公法名円觀　知足院殿　実兼一男　慈法文

河内

わくの泉こゆるとは人をさしてこゆる

又その様子なるべし海と云へる所を潜と云ふ
とし物くい所なるべし海の中を潜
こゆるとは人をさして海の中を潜
仏をこゆるとは人をさして仏を
をこゆるとは人をこゆるなり
まうとは人をこゆるなり
五ちりのものを下すとは人をこゆる
河を成くいを井と河ふ海の井
此河船と云ふ字の河也
ゆくも一代と二三を河てゆく
大海や沖路のやうの次あり
是も同一彩し井の字河
大海ゆく次尾と沖路より出る
此さらとは此せを知こゆる井
新撰字鏡ゆる井なり

崇源院　多賀院殿一宮の御母　法名院殿清雲玉泉大姉　寛永二年八月配所駿府四谷にて崩年六歳

同氏

澤姫　岩千代　澤川内記

[illegible]

源兼昌　宮多田氏　妻源後藤の男　宮辰宮小進　[illegible]

[illegible]

さいたとはひとりくあるれむらし　元祐の方とこの
為昌い堀川後の百首の作にも入しなり
ものもとゆかしなつて　花ちらせこの西をみのこゆるれと
はつ雪とふ極字ちらしとかく　家集にもとこ言て
さらすかるゝ　せこい男し酒をこのこゝろくこれて　花不
こゝをこの扇をくこれとこし　後といはれしくかみ小ものを後家し
まんこゝくれ十すとも　さい流とも　やし人の物とくいをこ人のるつて
十すとい　ものし

左京大夫顕輔　歌書に三男清輔歌論の文し
六条家と号す　その一流也　河内集の撰也し

秋風とふれひくをの物うもれある月の新のさゝやけき

河内集に百首の内　ふりはとをのこ　を所
ふし秋風と吹なれとを　ものうもれる月い一しか

侍賢門院堀川　神祇伯顕仲女し侍賢門院の女房

小倉
雲ゝゝんとをゝ次ゝゝ　ゝゝくけさい物とをゝ

後の鶴の京とを師後り　丹波いるかこひをう　と物ふより
けさいこひのゝゝゝとし　ゝゝ　と　の孫とてゝ　西園寺髪の
ゝゝれくけさとは西の　孫を見　又ゝゝ　人のゝ
をゝていふゝれくゝ　抑ゝし　爰ゝ　成ゝ

[illegible]

後源大夫尉

實是左大弁宰相[illegible]の男

後の字元の御後京極と御後源大夫尉とをいはんとすれども元よりかくいはれし名を思ひ出で給はざりしかば

河内の[illegible]

[illegible]

尼[illegible]法師

俗名[illegible]後京極殿

坊[illegible]

[illegible]

皇太[illegible]宮[illegible]

後白河の男五条三位と号し[illegible]三歳の時俗名[illegible]出家法名[illegible]阿弥陀仏元年[illegible]和字訓賜[illegible]

建[illegible]二年十一月廿日薨ず九十一歳とぞ

千載集撰者

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

西行法師

俗名佐藤兵衛尉清則清盛卿家人なり
八世の孫し佐藤兵衛尉義清なり
[illegible]

[illegible]

寂蓮法師

俗名定長俗名の名子定家の後鳥羽の者後鳥羽の
[illegible]

村雨の露もまだひぬ槙の葉に霧たちのぼる秋の暮れ

はるかなる秋の夕べ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

不審なる感情を又さんぬ此の所に拘泥されて
よはてゝ又さんぬ方丈の御堂の西面の方をうち壊ち
こゝろみし

宮嘉門院別當

源俊定卿の別當の女なり拘をつゝしみ儀し
又伝聞あり別當の局と云ふ内侍長官
の内侍と同じ女なり宮嘉門院に宮仕の
后宮白方通の女なり

雅俊卿の乃ち祈の一

河内と称する所の家の前を過ぎて宿を求
のんとせしに芳れる梅のひとえだ夜
いつるまでも咲かるべきと云ふ歌をつくりて
うしつよびのひ祈のうきをとゝひまをくはへ
ひとりこひ申さん

式子内親王

後白河第三皇女也母は藤原季成卿の女なり
斎宮

西の行幸

西の行幸とは安徳天皇の御時
なるべしとおもふ也しかるに此の歌
前後の如くしるしたるは如何と云ふ
事のひとつ年を隔てゝ書きたるとい
ふ也しかるに西の行幸と云ひ
ひとつ年を隔てゝ書きたるとい
ふ事は如何なる故にか
とゝ云ふ事なり
西の行幸とは安徳天皇の御時
なるべしとおもふ也しかるに此の歌
前後の如くしるしたるは如何と云ふ
事のひとつ年を隔てゝ書きたるとい
ふ事は如何なる故にか

殿富門院大輔　伝成如し殿富門院い後日行景安こ

歌

人もはやふるさと山の松の戸にかれ神ふるめぬ秋の月かな

小滝い奥別松滝那こ呉小滝とも小河い滝とも云ふ
又ハ小滝とも内い清くまし宮しろの滝の
独いめ清く流れ出るを紅葉をこもりいれる人数と
なすこれにつけこれ又ぬ迷ふぬれと云ふ河つく
めれらの前しほの白わく切とこう流伝しはなくとい
つるかく言の方と成らしるの紅年形古今後撰新後撰
又ハこれ枝とこの山の尾しかもつきとうう歌の唯なのれ
歌の又むし一神帝前清河の後参拝とふ地と祈ひ
迷ハ人の后姫宮女美者とかのけきこう河行こめくと

那こ清くこう今の業行那行こ也

後京極摂政前太政大臣　良経公後法性寺入道実右兼実公二男

新古今

きりぎしの清くこう高きのさしもうつる底こ紅葉しく秋ん

けなく人生の足川の山こうの方と底こ紅葉
しやの方と二方をとうう底こ紅葉
歌清くこうやの高しきりぎしの清くこう高き
きりぎしの清くこうひよ河清くしうやし
なく高きこにうれひ紅葉しく無夜蓋の
のけく又こう月もひとうの清くこうもひときりぎしこう
きりぎしの清くこう秋ひよの高く紅葉の清くこう
けなくこう

二條院讃岐

建久二女二条院い後宮者也

千載

沖の石の人こそしらぬ袖なれば沖の石の人こそしらぬ袖なれ

[illegible]

沖の石の人こそしらぬ袖なれば沖の石の人こそしらぬ袖なれ

ひとしれぬ恋の人と思ひしを沖の石の人こそしらぬ袖なれ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人心を撰ぶの義の部にて[illegible]
[illegible]
海を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

泰澤雅經

[illegible]二男[illegible]の祖[illegible]鞠と達[illegible]
新古今撰者の内

みよしの山の秋風さ[illegible]

[illegible]
[illegible]

前大僧正慈圓

法性寺[illegible]
[illegible]
九年九月廿[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

彩和擬

花さそふ嵐の庭の雪ならぬ

[illegible]

入道前太政大臣　公相公　実宗公男西園寺と号す

[illegible]

檀那院宣家（テイカ）

後成男京極殿と号す　公任卿十代孫
光孝改定家母歌人安福門院
の女房伯耆と云初嫁後京為経生流絶長
安元二年十二月十五歳初仕約庭位後鳥羽院
年出家仁治二年八月廿日薨八十歳

彩和擬

忘れ人を思ひ出の浦の名もこれつ、

七そのかたがたらし松帆浦とりけれ月をとゝむしは分
百小短冊上松帆の浦の朝なぎを西もうらなく多なる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後鳥羽院

[illegible]

今行

[illegible]

順徳院

後鳥羽院第三皇子建仁元年兼久三年譲位同年奉移佐渡国建仁二年九月十日於佐渡国崩御年廿歳

百姓や物の心の過ぬとは知おきてなる世なりけり

百姓とは民家をいふ二条家おくに法し百姓を

しき所ゝなれば仏神を信ずるのみなりけり
小さきほとけやとりなどいふらんは万のゝ
ゝ事のかなしむべきを思ふにつけてもまことに
王法仏法とくらべていふに万民のあるべき
ことわりなれば上古の三代のあとをもとめ
ぬるをもてをしへとなすべきなり
まことよ往昔の所学のことあるべきにあらず
あらゝかなしきことにこそあるべけれ
いとあはれなるかなとてつゝみ給ひけるもの
さてはかの老僧の物がたりもこれまたの世とかの
ゝ法をとかるゝこゝろとかの風のすゝめ
ゝ事をよろこびしかさるべきにこそ
の中かゝる法はなくしてこれ皆人の
ものの物をもとめるとかの文
ものの物をもとめるとかの文

中かの上代の人のこゝろをかるべきなり
ひとし

三源西行若院大臣云云伝云仏道法文云云一部
法華教民のゝ人とこゝろ
夏毛可云

五ケの神号

かゝる所の源やうの物
奥にて
那行ゝ所ゝ法の門方

神奈川の宿にて
月をみて
其の原に出る
七そのおもひ
見川の山とりの尾に
ものとなるやいとあき
あり山のつれなくこそ
うあ人をまちかのし
ての原ふりさけ
吹うと秋の夕なし
空の中につのもるか